

呉市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化に伴う対応について

1 国における介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化の内容について

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業のうち住民主体のサービスを利用していた要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）が要介護認定を受けた場合であっても、本人がサービスの利用継続を希望し、サービス提供が可能な場合に限り、利用の継続を可能としていました。

令和6年度の改正により、地域とのつながりのもとで日常生活を継続するための選択肢を拡大するため、継続して利用できるサービスが緩和されました。

2 呉市の対応について

(1) 対象者

サービス・活動事業のうち、住民主体のサービス又は訪問型・通所型サービスAを利用していた要支援者等で、要介護認定を受けた後も引き続きサービスを利用する要介護者（以下「継続利用要介護者」という。）

(2) 対象のサービス

- ア 訪問型サービスA（生活支援ホームヘルプサービス）
- イ 通所型サービスA（運動型デイサービス）（以下「通所A」という。）
- ウ 訪問型サービスB（支え合いホームヘルプサービス）（以下「訪問B」という。）
- エ 通所型サービスB（支え合いデイサービス）※令和6年4月現在実施事業所はありません。

3 継続利用要介護者のケアマネジメントの実施方法について

(1) 介護給付によるサービスと通所A又は訪問Bを併用する場合

実施主体	指定居宅介護支援事業所
ケアマネジメント種別	居宅介護支援
報酬単価	居宅介護支援費

ア 継続利用要介護者は、介護給付によるサービスを受けながら、本人の希望により通所A又は訪問Bを利用することとなるため、そのケアマネジメントについては、介護支援専門員が居宅サービス計画に位置付けることとなります。

イ 介護支援専門員は、地域包括支援センターからケアプランや要介護者の状態等について引継ぎを受けるとともに、サービス担当者会議に出席してもらうなど、要介護者の状態の把握に努め、継続利用の意向とアセスメント結果に基づき、居宅サービス計画に通所A又は訪問Bを位置付けてください。

なお、地域包括支援センターがサービス担当者会議等に参加できない場合は、居宅サービス計画書記載要領のとおり、地域包括支援センターの担当者に対して照会を行い、その内容及び回答を「サービス担当者会議の要点」に記載してください。

(2) 通所A又は訪問Bのみを利用する場合

	通所A	訪問B
実施主体	地域包括支援センター	地域包括支援センター
ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
報酬単価	介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントB)	介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントC)

ア 継続利用要介護者が介護給付におけるサービスを利用しなくなり、通所A又は訪問Bのみを利用することとなった場合は、地域包括支援センターがケアマネジメントを行うこととなります。

イ 地域包括支援センターは、要介護者の継続利用の意向とアセスメント結果に基づき、介護予防サービス・支援計画に通所A又は訪問Bを位置付けてください。

(3) サービスを利用する場合の確認事項

ア 通所A

(ア) 介護支援専門員等は、担当する要介護者が引き続き通所Aの利用を希望する場合には、通所A実施事業所（以下「事業所」という。）に対して、提供できるサービスの内容を確認の上、要介護者に次のことを説明した上で、改めて意向を確認してください。

- a 介護給付によるサービスを受けながら、引き続き通所Aを利用できること
- b サービスの提供内容

(イ) 要支援等から要介護に介護度が上がったことによって、事業所が対応できなくなる可能性もあるため、事業所へサービス提供の可否を必ず確認してください。

具体的なサービスの提供については、事業所と要介護者の間で決定されるものですが、事業所の判断に加えて、要介護者本人の希望に基づき、介護支援専門員等がケアマネジメントの中で利用の適切性を判断し、助言を行うことが重要となります。

イ 訪問B

(ア) 介護支援専門員等は、担当する要介護者が引き続き訪問Bの利用を希望する場合には、訪問B実施団体（以下「実施団体」という。）に対して、提供できるサービスの内容を確認の上、要介護者に次のことを説明した上で、改めて意向を確認してください。

- a 介護給付によるサービスを受けながら、引き続き訪問Bを利用できること
- b サービスの提供内容

(イ) 住民主体のサービスは自主的に実施されているものであり、要支援等から要介護に介護度が上がったことによって、実施団体が対応できなくなる可能性もあるため、実施団体へサービス提供の可否を必ず確認してください。

具体的なサービスの提供については、実施団体と要介護者の間で決定されるものですが、実施団体の判断に加えて、要介護者本人の希望に基づき、介護支援専門員等がケアマネジメントの中で利用の適切性を判断し、助言を行うことが重要となります。

4 要介護認定の申請時の連絡について

要介護認定の申請時に、通所A又は訪問Bを利用している要支援者等が、要介護認定を受けた後も継続して通所A又は訪問Bを利用することが見込まれる場合は、高齢者支援課介護予防Gに連絡してください。（介護保険課と情報共有します。）

5 地域包括支援センターによる支援について

地域包括支援センターは、介護給付や事業所又は実施団体の適切な選択・利用に向けて、ケアプランや継続利用要介護者の状態等について居宅介護支援事業所の介護支援専門員へ引継ぎを行うとともに、サービス担当者会議に参加する等の支援をしてください。

なお、サービス担当者会議への参加が難しい場合は、介護支援専門員からの照会による回答等の方法により情報の引継ぎを必ず行ってください。

6 継続利用要介護者の状態変化等への対応について

介護支援専門員等は、モニタリングを通じて要介護者の状態変化等に留意し、状態変化が見られる場合は、改めてアセスメントを行い、本人の意向を十分踏まえた上で、通所A又は訪問Bの利用に関する助言や介護給付の内容の見直しなど、必要な対応を行ってください。

また、緊急時や状態変化時、長期欠席などの利用状況の変化に速やかに対応できるよう、要介護者の同意を得た上で、要介護者ごとに整理した緊急連絡先・相談先^{*}を事業者又は実施団体と共有してください。

（※）家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等

7 サービス利用後の対応について

(1) 通所A

ア 利用を終了（居宅サービス計画等への位置付けを終了）した場合は、事業所及び高齢者支援課介護予防Gへ連絡してください（提出書類なし）。

イ 継続利用要介護者が通所Aの利用を終了した場合、継続利用要介護者ではなくなります。通所Aの対象者は要支援者等のため、再び通所Aを利用することはできません。通所Aの利用を終了する場合は、利用者の意向や関係機関の意見等を十分確認した上で、慎重な判断をお願いします。

(2) 訪問B

ア 利用を終了（居宅サービス計画等への位置付けを終了）した場合は、実施団体及び高齢者支援課介護予防Gへ連絡してください（提出書類なし）。

イ 継続利用要介護者が訪問Bの利用を終了した場合、継続利用要介護者ではなくなります。しかし、アセスメントの結果、居宅で自立した生活を行うために支援が必要と判断し、実施団体も支援が必要と認めた場合は、訪問Bを利用することができます。この場合、継続利用要介護者としての利用ではないため、居宅サービス計画等への位置付けは必須ではなくなります。また、利用連絡票の提出も不要ですが、高齢者支援課介護予防Gにその旨ご連絡ください。

8 実施団体及び高齢者支援課等への届出について

(1) 介護給付によるサービスと通所Aを併用する場合

居宅介護支援事業所 → 介護保険課介護認定G
居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
居宅介護支援事業所 → 希望する事業所
利用確約書・介護保険証の写し
居宅介護支援事業所 → 地域包括支援センター → 高齢者支援課介護予防G（初回，ケアプランの変更ごと）
① 呉市介護予防・日常生活支援総合事業 利用連絡票（継続利用要介護者用）〔居宅介護支援事業所用〕 ② 居宅サービス計画書（1），（2）の写し ③ 週間サービス計画表の写し ④ サービス担当者会議の要点の写し
事業所 → （地域包括支援センター） → 居宅介護支援事業所
・出席表の写し（実施月の翌月3日まで） ・呉市身体機能評価記録表の写し（3ヶ月ごとに提出） ※サービス利用期間に中断，体調の変化などを把握した場合は必ず担当ケアマネに連絡する
事業所 → 高齢者支援課介護予防G
・請求書，請求内訳書，出席表の写し（実施月の翌月10日まで） ・呉市身体機能評価記録表（3ヶ月ごとに提出）

(2) 通所Aのみを利用する場合

地域包括支援センター → 介護保険課介護認定G
① 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（継続利用要介護者用） ② 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（継続利用要介護者用／受託する居宅介護支援事業者登録用） ※ 介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託する場合
地域包括支援センター → 希望する事業所
利用確約書・介護保険証の写し
地域包括支援センター → 高齢者支援課介護予防G（初回，ケアプランの変更ごと）
① 呉市介護予防・日常生活支援総合事業 利用連絡票 ② 介護予防サービス・支援計画表の写し
事業所 → （地域包括支援センター） → 居宅介護支援事業所
・出席表の写し（実施月の翌月3日まで） ・呉市身体機能評価記録表の写し（3ヶ月ごとに提出） ※サービス利用期間に中断，体調の変化などを把握した場合は必ず担当ケアマネに連絡する
事業所 → 高齢者支援課介護予防G
・請求書，請求内訳書，出席者表の写し（実施月の翌月10日まで） ・呉市身体機能評価記録表（3ヶ月ごとに提出）

(3) 介護給付によるサービスと訪問Bを併用する場合

居宅介護支援事業所 → 介護保険課介護認定G
居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
居宅介護支援事業所 → 実施団体（初回，四半期ごと）
呉市支え合いホームヘルプサービス支援計画依頼兼実績報告書
居宅介護支援事業所 → 地域包括支援センター → 高齢者支援課介護予防G （初回，ケアプランの変更ごと）
① 呉市介護予防・日常生活支援総合事業 利用連絡票（継続利用要介護者用） [居宅介護支援事業所用] ② 居宅サービス計画書（1），（2）の写し ③ 週間サービス計画書の写し ④ サービス担当者会議の要点の写し
実施団体 → 高齢者支援課介護予防G（四半期ごと）
① 実施状況報告書 ② 支援員活動報告書
高齢者支援課介護予防G（四半期ごと） → 地域包括支援センター
呉市支え合いホームヘルプサービス支援実績表

(4) 訪問Bのみを利用する場合

地域包括支援センター → 介護保険課介護認定G
① 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（継続利用要介護者用） ② 介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書 （継続利用要介護者用/受託する居宅介護支援事業者登録用） ※ 介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託する場合
地域包括支援センター → 実施団体（初回，四半期ごと）
呉市支え合いホームヘルプサービス支援計画依頼兼実績報告書
地域包括支援センター → 高齢者支援課介護予防G（初回，ケアプランの変更ごと）
① 呉市介護予防・日常生活支援総合事業 利用連絡票 ② 介護予防サービス・支援計画書の写し
実施団体 → 高齢者支援課介護予防G（四半期ごと）
① 実施状況報告書 ② 支援員活動報告書
高齢者支援課介護予防G（四半期ごと） → 地域包括支援センター
呉市支え合いホームヘルプサービス支援実績表

※ 届出書の様式は、呉市ホームページ内「介護予防・日常生活支援総合事業（事業者向け）」からダウンロードできます。

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/150/keamanejimento-yousiki.html#mokuji>